

6月市議会を開催

●議会日程

6月 10日(水)	全員協議会 本会議◇議案上程
15日(月)	本会議◇一般質問
16日(火)	本会議◇一般質問
17日(水)	本会議◇一般質問 ◇請願陳情上程等
18日(木)	常任委員会
19日(金)	特別委員会
23日(火)	本会議◇各委員長報告

●本会議の放送

中海テレビ放送で放映しています。各公民館でも、ご覧になります。

◇生放送

午前10時から議会終了まで

※10日は午後1時30分から開始

◇録画放送

当日の午後7時から深夜2時までの間、繰り返し放送します。

※放送時間は、変更になることがあります。ご了承ください。

◇放送チャンネル

3チャンネル

●問合せ先

議会事務局議事係

(☎47・1098)

市民体育館使用の中止

市民体育館の換気設備の改修工事を行います。

工事期間中は使用できませんのでご了承ください。

●工事期間

◇7月6日(月)～10日(金)

◇7月13日(月)～15日(水)

●問合せ先 境港市体育協会

(☎42・6770)



犬は正しく飼育しましょう

犬の飼育に関するマナーについては、これまででも市報などでお願ひしてきましたが、依然として、多くの苦情が市に寄せられています。

特に最近では、「犬に引き綱を付けずに、公園内で放していた。」という苦情が増えています。

犬の放し飼いは禁止されています。散歩のときは、必ず引き綱などを装着しましょう。

鳥取県の条例では、違反者に5万円以下の罰金または料金を処すとしており、市の条例でも飼い主の責務として以下のとおり定めています。

境港市飼い犬ふん害等防止条例

第5条

飼い主は、飼い犬の放し飼いをしてはならず、飼い犬を屋外で運動させる場合は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 飼い犬を綱、鎖等でつながなければならない。
- (2) 飼い犬のふんを処理するための用具を携帯しなければならない。
- (3) 飼い犬のふん及び排尿により公共の場所等を汚したときは、他人に迷惑を及ぼさないよう直ちに適正な処理をしなければならない。

●問合せ先

環境防災課環境対策係 (☎47-1060)

人権教育推進員の派遣



人権教育の研修会を計画している企業や各種団体などに、人権教育推進員を無料で派遣します。

日程・学習方法等は、ご相談に応じますので、ご利用ください。

●問合せ先

地域振興課人権政策室

(☎47・1102)

給与の源泉所得税の納付期限を忘れずに

給料・賞与に係る源泉所得税の納付期限は次のとおりです。

●毎月納付の事業者

◇翌月10日

●納期特例の事業者

(1～6月支給分)

◇7月10日(金)

※納付すべき税額がない場合でも、給与等の支払いがあれば納付書を作成のうえ、提出してください。

●提出・問合せ先

米子税務署法人課税第一部門

(☎32・4121)

児童手当の請求・現況届の提出

児童手当は、小学校修了前の児童を養育している家庭の生活の安定、児童の健全育成・資質の向上を目的に支給される手当です。

●支給期間

児童が小学校を卒業するまで

●支給額(月額)

◆3歳未満 1万円

◆3歳以上

◇第1子・2子 5千円

◇第3子以降 1万円

【新規】

出生や転入等により受給資格が生じた人や、所得の変動等により、該当する見込みのある人は、請求手続きをしましょう。

●請求に必要なもの

印章、健康保険証、振込先口座番号のわかるもの(転入の場合、前住所地の所得証明書が必要となる場合があります)

【継続】

児童手当をすでに受給している人は、現況届を提出してください。(所得・養育状況を確認するため、毎年提出が必要です)提出がないと、児童手当を受給することができません。

●提出期限 6月30日(火)

●提出・問合せ先 子育て支援課児童係

(☎47・1046)